〇農林水産省令第七十五号

農薬取 締 法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成三十年法律第五十三号) の施行に伴い、 並びに 同法附則第 四条第

項 並 び に農業 薬取 締法 (昭 和二十三年法律第八十二号) 第三条第二 項、 第三項 及び 第七 項、 第七 条 第 項 及

び 第五 項並びに第八条第二項及び第六項(これらの規定を同法第三十四条第六項にお いて準 用する場合を含

む。)、 第十七条第一項、第二十条、第三十四条第四項及び第五項並びに第四十四条第一項の規定に基づき

並 がに 同法を実施するため、 農薬取 締法の一 部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令 の整備及

平成三十年十一月三十日

び経過措置に関する省令を次のように定める。

農林水産大臣 吉川 貴盛

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備及び経過措置に関する省令

目次

第一章 関係省令の整備(第一条—第五条)

第二章 経過措置 (第六条)

第一章 関係省令の整備

(農薬取締法施行規則の一部改正)

第一条 農薬取り 締法施行 |規則 (昭和二十六年農林省令第二十一号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げ

る規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がない ものは、 これを加え、 改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部 分がないものは、 これを削る。

食肉、鶏卵その他の畜産物を生産する家畜植物の体内での代謝及び農作物等への残留植物の体内での代謝及び農作物等への残留植物の体内での代謝と関する試験成績	がる式験成績 試験成績 対する薬効に関する試 化学的性状に関する試 化学的性状に関する試	る場合においては、当夜資料と最出たのにさせて頃からみて当該資料の一部の提出を必要としない資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料提出すべき資料)	(削る)	様式第一号によらなければならない。 への規定により提出する申請書の様式は、別記字において同じ。)の規定により提出する申請書の様式は、別記十四条第六項において準用する場合を含む。次条第一項及び第三第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第三条第二項(法第三(登録申請書の様式)	改 正 後
() 1 1 () 1	本の最少量の追加提出を命ずることがある。 「類する試験の必要があると認めるときは、当該試験に必要な見」 「類格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これ 規格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これ 「規格に適合しないものである場合において、ほ場試験その他これ 「規格に適合しないものである場合において、ほ場試験での地では、第一項の規定により提出のあつた農薬が公定	こを育二頁の見官こより是出たさきとなり見なこよ、川らない。を受けようとする農薬一品目ごとに二百グラム以上でな法第二条第二項の規定により提出すべき農薬の見本の量すべき見本)	日の二月前までにしなければならない。	よらなければならない。	改正前

び 畜 産 物 への残留 に関する試 験 成 績

環境中における動態及び土壌への 水産動植物及び家畜に対する影響に関する試験成 |に関する試験成績

V られた試 号及び第六号から第八 料の分析法に関する試験成績 号までに掲げる試験 成 績 0 試 験

に

+- 用 その他農林水産大臣が必要と認める資料

2 式第二号による当該見本の があると認める場合は、 る有効成分以外の有効成分を含む場合その他農林水産大臣 項各号に掲げるもののほか、 成分以外の有効成分を含む場合その他農林水産大臣が必要項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬に含まれ 二百グラム以上の農薬の見 検査書の提出を求めることができる。 申請に係る農薬 が 本及び別記様 現 法 第三

録申請書等の経 由

下「センター」という。)を経由して提出することができる。書及び資料は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以三条 法第三条第二項の規定により農林水産大臣に提出する申請

第三 申 L 条 請 た書類並びに 登 農薬の薬効、 の場合における登録票は、 録申請書の経由) 法第二 条第二項の規定により農林水産大臣に提 農薬の見本、 薬害、

毒性及び残留性に関する試験成

、独立行政法人農林水産消費安全技前条第二項の検査書並びに再登録の及び残留性に関する試験成績を記載により農林水産大臣に提出する申請

前条第二項の検査書並

出 す べき資料 . の省 略)

兀 毒性の強さにおいて同等と認められる場合に、 条において「既登録農薬」という。 登録を受けた日から十五年を経過しているも 請に係る農薬の農薬原体が、 合を含む。 一条第 条 て行うことができるものとする。 法第三条第三項(法第三十四条第六項に 項又は第三十四 次項において同じ。 条第 提出された資料からみて 項の登録を受けている農薬 の規定による資料 の農薬原体とその成分及び のに限 次に掲げる資料に お V. る。 0 7 省 準 以 略 甪 現に法第 下この (当 該

関するもの

に限る。

並びに

同項第 加加

五号イ

及び

第六号

か

第

項

第

一号に掲げる資料

水分解

性及び

水中光分

(新

とができる。

術

センター

(以 下

「センター」という。

)を経由して提出するこ

審査を行うに足りるものと認められるときに限る。)第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の該既登録農薬についての資料が法第三条第四項(法第三十四条での資料が提出された日から十五年を経過しており、かつ、当ら第八号までに掲げる資料(これに相当する既登録農薬につい

に足りるものと認められるときに限る。) 本を用いて試験を行ったもの(これに相当する既登録農薬についての資料が法第三条第四項の審査を行ういての資料が提出された日から十五年を経過しており、かつ、 第二条第一項第五号ロ及び第九号に掲げる資料のうち農薬原

(センターにおける審査に関する業務)

第五条 性に関する調査を行うものとする。 その他の特性に関する調査、分析及び試験並 農薬の成分、 て準用 する場合を含む。 センター 物理的化学的性状、 は、 法第三条第五項(法第三十 に規定する審査に関する業務として、一条第五項(法第三十四条第六項におい 薬効、 薬害、 び に試験 人畜に対する毒性 成績の信頼 第

(削る)

大臣に報告しなければならない。 別記様式第四号の結果報告書により、当該業務の結果を農林水産2 センターは、前項に規定する業務を行ったときは、遅滞なく、

(登録の申請に係る検査)

検査は、 する場合を含む。 三条の二 て、 分析及び試験によつて行う。 法第二条第二 法第三条第一 法第二 一条第三 第三項及び次条において同じ。 項の規定により提出された農薬の見本の調 項各号のいずれかに該当するかどうかにつ 項 (法第十五条の二第六項におい の規定による て準用 査

3 2 検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。 の特性の同 いる農薬との成分、 遅滞なく、 センターは、 前項の農薬の見本の調査 一性に関する調査、 別記様式第二号の二の検査結果報告書により、 法第二 物理的化学的性状、 条第三項の規定による検査を行つたときは 分析及び試 分析及び試験を含むものとする。 験は 人畜に対する毒 現に登録を受けて 性その他 当該

登録票の交付の経由)

第三条の三 法第二条第三項の規定による登録票の交付は、センタ

(削る)

L 行うもの

数料 の納 付方法)

な含い。 いて準用する場合を含む。)並びに第七 六項において準用する場合を含む。)及び第三十 合を含む。)、 む。)の規定による手数料は、収入印紙で納付しなければなら(これらの規定を法第三十四条第六項において準用する場合を 法第三条第 第五条第四項(法第六条第四 項 (法第三 十四条第六項に 条第 六項 項 いて準用する場合を「項及び第八条第七 (法第三十 お -四条第六項にお(法第三十四条第 1 7 準 甪 でする場 第

兀 条 手 法第二 料 0 納 一条第六 付 方 法 項

項に

において

準用する場合を含

む。 条

及び第 第 兀

+

五 法

条の二

第六項に

法 第

0)

項

第

Ή.

条

0

条第四 定による手数料は、)及び第十 おいて準用する場合を含む。)及び 項 (法第十 五条の二 五条の二第六項において準用 |第六項において準用する場合を含む。)の 収入印紙で納付しなければならない。 法第五 条の二第四 する場合を含む。 項 (法第六 規

登 票の交付 0) 経 迪)

七 合を含む。 録票の交付 条 法 第三条第九項 第十四条第二 は、 センターを経由して行うものとする。 (法第三十四条第六項 項第五号において同じ。 に おい の規 て準 甪 定による でする場

(新

位 を承継 L た者 0 届 出 手 ,続)

地

八条 の書替交付又は交付の申請は、 合を含む。 書を提出してしなければならない。書替交付又は交付の申請は、別記様式第五号による届出書 法第五条第三項 第三項において同じ。)の規定による届出及び登録票式五条第三項(法第三十四条第六項において準用する場 一及び申 第

2 (略)

3 付 は、 法第五 センター 条第三項の規定による登録票の書替 を経由して行うものとする。 交付 及 び 登 録 票 の 交

準 兀 条 地 の 二 位 を承継した者の届出手

よる届出及び申請書を提出してしなければならない。及び登録票の書替交付又は交付の申請は、別記様式第 用する場合を含む。 法第五 条の二第三項 第三項において同じ。)の規定による届· 注 第 十五 条 (D) 記様式第二号の三にの規定による届出 第六項にお

2 (略)

3 0) 交付は、 法第五条の二第三項の規定による登録票の書替交付 センターを経由して行うものとする。 及 び 登 録 票

登 録 票等 0 備付けの方法

第 、登録票又はその写しを製造場又は事務所において閲覧しやすする場合を含む。)の規定による登録票又はその写しの備付け。四条の三 法第六条第一項(法第十五条の二第六項において準 ようにしてしなければならない。 いは用

録票等の備 付 けの 方法)

票又はその写しを製造場又は事務所において閲覧しやすいよ合を含む。)の規定による登録票又はその写しの備付けは、九条 法第六条第一項(法第三十四条第六項において準用す てしなければならない。 いようにおける場が出する場が

録を受けた者 0 届 手

交付の申請は、登録票を添付し、別記様式第七号による届出及び場合における法第六条第二項の規定による届出及び登録票の書替ない。ただし、変更のあった事項が登録票の記載事項に該当する届出は、別記様式第六号による届出書を提出してしなければなら合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)の規定による計条、法第六条第二項(法第三十四条第六項において準用する場 申請書を提出してしなければなら交付の申請は、登録票を添付し、 (付の申請は、登録票を添付し、別記様式: (及び第六項において同じ。)の規(法第三十四条第六項において準

- 2 ならない。 別記 含む。 は、別記様式第八号による再交付申請書を提出してしなければむ。第六項において同じ。)の規定による届出及び再交付の申法第六条第三項(法第三十四条第六項において準用する場合を
- 3 含む。)の規定による届出は、 してしなければ 法第六条第五 項 はならな よる届出は、別記様式第九号による(法第三十四条第六項において準用 する場合を 届 出 『書を提
- 4 出 む。)の規定による届出は、 法第六条第六項 してしなけれ ばならない。 (法第三十四 各第六 別記様式第十号による届出書を提 項におい て準用する場合を
- 6 (略)

5

更の登録 0 申 請

場合を含む。以下この条において同じ。 口む。以下この条において同じ。)の農林水産法第七条第一項(法第三十四条第六項におい **生省令で定め**いて準用する

一 氏名(法人の場合にあっては、 る事項は、次に掲げる事項とする。 及び住所 そ 0) 名 称 及 び 代 表 者 0 氏 名)

- 変更の・ 内容

略

2 第 七、 条第 項 0 規定による変更の登 録 0 申 請 は 別 記 様 式 第

録を受けた者

第 れ添 Ŧī. 同 4ばならない。 別記様式等 |附し、別記様式第四号による届出及び申請書を提出してしなけで項の規定による届出及び登録票の書替交付の申請は、登録票を変更のあつた事項が登録票の記載事項に該当する場合における||式第三号による届出書を提出してしなければならない。ただし 合を含む。 法第六条第二項 第六項において同じ。)の規定による届 (法第十五条) の二第六項 7 別す 記

- 2 はならない を含む。 を れの合
- 3 法第六条第六項(法第十五条の二書を提出してしなければならない。)の規定による届出は、別 法第六条第五項(法第十五条の二第六項におい 記様式第五 一号の二 て 準 に 甪 による届出用する場合
- 4 · 6 を提記 を含む。)の規定による届出は、 出してしなければならない。 別 第六項に 記 様式第五 お 一号の三 1 て 準 甪 よる届 する 出
- 5

適 用 病 害虫の 範 囲 等 0) 変更の 登録

0

申

第 をドロイ というでは、これでは、その名称及び代表者の氏名で、 大名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名で、 大の各号に掲げる事項とする。 は、次の各号に掲げる事項とする。 する場合を含む。以下この条及び第十六条において同じ。)のまする場合を含む。以下この条及び第十五条の二第六項において準 農用

略

及び住所

囲 をいう。 適 用病 害 虫 0) 下 同じ。 範囲 法 第二 又は使用方法 条第二項第三号 の変更の 0 内 適 用 病 害 虫 0 範

略

2 第六 条 0 第 項 の規定による変更の 登 録 0) 申 請 は 别 記 様

、農薬の容器(容器に入れないで販売する場合にあっては、その使用者が読みやすく、理解しやすい用語によるものであり、かつ客合む。以下この条において同じ。)の規定による表示は、農薬の農薬の表示の方法等)	る。 場合を含む。)の農林水産省令で定める期間は、概ね十五年とす第十三条 法第八条第二項(法第三十四条第六項において準用する(再評価の実施期間)	第十二条 法第八条第一項の規定は、法第八条第一項の規定に別とする者は、法第八条第三項(法第三十四条第六項において準別の申請書を提出しなければならない。	変更の登録について準用する。三条、第五条及び第七条の規定は、法第七条第一項の規定にを要しない。	としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出する薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要る変更の内容に関連するものとする。ただし、当該申請に係る農各号に掲げる資料のうち、法第七条第一項の規定による申請に係合農工等による申請書を提出してしなければならない。
下同じ。)に法第七条の規定により表示すべき事項(以下「表示容器(容器に入れないで販売する場合にあつては、その包装。以含む。以下この条において同じ。)の規定による表示は、農薬の第七条(法第七条(法第十五条の二第六項において準用する場合を(農薬の表示の方法等)	(新設)	(新設)	票」と読み替えるものとする。	(新設) (新設) 式第六号による申請書を提出してしなければならない。

ることが日 でに掲げる事項については、これを印刷した文書を農薬の 全てを印刷し、又は表示事項の全てを印刷した票箋を貼り付けてしなければならない。ただし、容器下「表示事項」という。)を印刷し、又は表示事項 付 することにより当該表示をすることができる。 以 困難なときは、 下 同 法 表示事項のうち同条第四 第 + \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 表 号 示 谷器に表示事項を印刷したいすべき事項 から第 を 貼 九号まけり 引した 容器に

、。 等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならな2 法第十六条第四号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物

一~三 (略)

れ付 いう。)において農客とも引っ、機作物等の収穫に至るまでの間(次号において「生育町であるのにあっては、その収穫の直前の収穫とする。)なるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。)など、 農作 物 等 0 生産に用 いた種 苗 のは 種 又は おいて「生育期 植 付 . け (は 種 1収穫さ 又 間 は 植

区分ごとの当該総回数とする。) 時期又は使用の態様の区分ごとに記載されているときは、当該をいい、法第三条第九項に規定する登録票に当該総回数が使用で当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回数 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間におい

六・七 (略)

(販売者の届出様式)

第 号による届 Ŧī. 条 法 出 第 書 十七条第 『を提出、 L 一項の規定による届 てし なけ ればなら な出 は、 別 記 様 式 第 十三

(製造者等による帳簿の保存)

的で農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入する者とする。 8十六条 法第二十条の農林水産省令で定める者は、試験研究の目

ができる。
要せんを農薬の容器に結び付けることにより当該表示をすること
票せんを農薬の容器に結び付けることにより当該表示をすること
第五号から第十号までに掲げる事項については、これを印刷した を り 事 印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せん、付けてしなければならない。ただし、容器に表示で頂」という。)を印刷し、又は表示事項を印刷し、 をは 事 た 項 票 り \mathcal{O} せ 付ける すべ N をは て

の種類ごとに、次に掲げる事項を記載してしなければならない。2 法第七条第五号の登録に係る使用方法の表示は、適用農作物等

√ 三 (略)

総回数 「生育期間」という。)において農薬を使用することができるる。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(次号においてあら、から当該農作物等の収穫に至るまでの間(次号においており収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とすがら収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とすがら収穫されるものにあつては、その収穫の直前の収穫とする。) から当該農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け (は種又は植四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け (は種又は植

五. をいい、 区 時 て当該有効成分を含有する農薬を使用することができる総回 期又は使用の 分ごとの当 含有する有効成分の種類ごとの総使用 法第二 一該総回数とする。 態様の区分ごとに記載されているときは、 条第三項に規定する登録票に当該 口 数 (生育期 総回 -数 が 間 に 当使知数におい

六・七 (略)

(販売者の届出様式)

第 八 条 七 1号による届出表 法第八条第 条第 書を提出してし 項又は第二項の規定による届 なけ れば なら な 出 別 記 様

(帳簿の備付け等を要しない者)

第 九 (薬を 条 製 法第十条の農林水産省令で定める者 造し 若しくは加工し、 又は輸入する者とする。 は、 試 験 研 究 0) 目 的

2 2 (削る) + 第十四号により農林水産 当該農薬の使用による農作物等、 する方法によりし 関する情 おける当該農薬 生に関する情報 ば · 八 条 おける製造又は輸入数量、 ならない。 較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。 ない旨を印刷し、 第二 類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの条。農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、 産及び輸入数量等の報告義務 第二十二条第二項の規定による表示は、 容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することが 表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は 剤の表示の 一十条 農薬の製造者又は輸入者は、 報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、 0 0 帳 これらに対する影響に関する研究報告、 なければならない。 方 登 簿 並録の 又はその旨を印刷した票箋を貼り付けることができ は 変更、 大臣 最 終 に 譲渡数量等及び当該期間に把 (T) 報告しなければなら 取消し又は失効に相当するものに 記 人畜又は水産動植物 載 0 日 か 6 次の 三年 間 11 ず 票箋 次の 保 へ の れ 存 別 に の色と比 1 外国に 害の発 握した 記 Ł ず な 農薬 期間 様 け 該 れ 式 当 に れ 第 第 2 2 (新 臭化メチルの製造又は輸入数量 + 九 お種 する方法によりしなければならない。 により農林水産大臣に報告しなければならない。 (報告) 法第十 しも該当 条の二 ける製造又は輸入数量、 類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの条。農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、 日までに、 林水産大臣に報告しなければならない。 生産及び輸入数量等の報告義務 除 比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。 ない旨を印刷し、 造 容器若しくは包装に除草剤を農薬として使用することが 草剤の表示の 表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は (略) 者又は する方法によりしなければならない。 条の三第二項の規定による表示は、 (略) 法第十条の三 その年の前年の 輸入者は 方法 又はその旨を印刷した票せんをはり付けるこ 前項の規定による報告の |第一項の規定による表示は、 譲渡数量等を、 月から十二月までの 譲渡数量等を、 別 次のい 記 別記様式第九号 ほ 式第九号により の期間におけるはか、毎年一月 ず 票 せ 次の れ W 期間に 0) ŧ 1 色と ず 該当

2 (略)

(センターの職員の身分を示す証明書の様式)

(削る)

号に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。
ては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第二又はその原料(以下「農薬等」という。)を集取した場合にあつて準用する場合を含む。)の規定による報告は、遅滞なく、農薬十条の二 法第十三条の二第三項(法第十五条の三第三項におい

_ <u>:</u>

略

2

略)

(センターの職員の身分を示す証明書の様式)

は、別記様式第九号の二とする。て準用する場合を含む。)の規定によるセンターの職員の証明第十条の三 法第十三条の二第四項(法第十五条の三第三項にお

書い

(権限の委任)

第 うことを妨げない。 +政 局 条 長に委任する。 法第十条の <u>四</u>の ただし、 規定による農林 農林水産大臣が自らその 水産大臣の 権 限 権限を行 は、 地方

2 売に 検査させる権限は、 ため必要な数量の農薬若しくは除草剤を集取させ、 大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 者、 に立ち入り、 は除草剤の 関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者から検査の 農薬の製造、 第十三条第一 輸入者、 販売の状況若しくは帳簿、 農薬の製造 、加工、輸入、販売若しくは使用又は除草剤の販販売者若しくは農薬使用者又は除草剤販売者に対 項の規定による農林水産大臣の権限のうち、 地方農政局長に委任する。 加 Ĭ, 輸入、 書類その 販売若しくは使用若し ただし、 他必 又は必要な場 要な物件を 農林水産

3

法第十三条第三項の規定による農林水産大臣

輸入者若しくは農薬使用者又は除草剤販

製造

加

I

輸入

若

しくは使用又は除草剤

査の販

ため必関

必要な数量

報告を薬

売者に対

0)

権

限

対し、ち

製

者

ずる権

限

及び関係職員にこれらの者から検査

4 農薬の製造、 方農政 況若しくは 行うことを妨げない。 政局長に委任する。 ことを妨げない。 第十四条第二 局長に委任する。 帳簿 加工、 項の 書類その他必要な物件を検査させる権限は、 輸入若しくは使用若しくは除草剤の販売の ただし 規定による農林水産 ただし、 農林水産大臣が自らその 農林水産大臣が自らその 大臣

0

権

限 は、

地方農

権限を

権

限を行う

農薬若しくは除草剤を集取させ、

又は必要な場所に立

一ち入

 \hat{b}

状 地

国内管理人の変更の 届出様式

第 十二条 号による届出書を提出してしなければならない。 法第十五条の二第三項の規定による届 出 は、 別記 様 式 第

登 録 外国 [製造 業者の 通知手続

第 る。次項において同じ。)を、別記様式第十一号によりしなけれその製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるは、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類、十三条 法第十五条の二第四項の規定による国内管理人への通知 ばならない。

国 内管理人の変更の届 出 [様式)

第二十一条 六号による届出書を提出してしなければならない。 法第三十四条第三項の規定による届出は、 别 記 様 式 第

一録外国製造業者 0 通 知 手

法第三十四条第四項の規定による国内管理人への

通

知

第二十二条

別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるは、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類 安全性に関する情報を、 取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の る影響に関する研究報告、 その製造数量及び譲渡先別譲渡数量(本邦に輸出されるものに限 、畜又は水産動)並びに当該 植物 :期間に把握した当該農薬の使用による農作物等 への害の発生に関する情報、これらに対す 別記様式第十七号によりしなけ 外国における当該農薬の 登録の変更、 ħ んばなら

録外国製造業者等による帳簿の (保存) (削る) ない。

2 0 化 通 メ 知 チルに係る法第十五条の二第四 は 前項に規定する事項のほ か、 項 の規定による国内管理 毎 年 月二 十日まで

数量及び譲渡先別譲渡数量を、 ならない その年の 前年の一 月から十二月までの期間におけるその 別記様式第十一号によりしなけ 製造

日から三年間保存しなければならな -三条 法第三十 匝 条第四項 及び第 五項 0 帳 簿 は 最 終 0 記 載

新

玉 . | | | | | 理 人 の報 告 義 務

第二十四条 を受けたときは、 十八号により農林水産大臣に報告しなければならない。 国内管理人は、 当該通知を受けた日から十日以内に、 を受けた日から十日以内に、別記様式法第三十四条第四項の規定による通知 第

一十五条 1の届: 出様式)

第二十 ·九号による届出書を提出してしなければならない。 十五条 法第三十六条第一項の規定による届出は、 別 記 様 式 第

外国製 造農薬の登 手 続

第二十六条 ばならない。 る法第八条第三項の 十二条第一項の申請書並びに法第三十四条第六項において準用す により農林水産大臣に提出する申請書及び資料 第六項に おい 第十条第 の見 しくは第四 て準用する法第七条第一 本及び検査書、 おいて準用する法第三条第二項又は第七条第一 法第三十四条第一 一項の届出及び申請書、 項 又は第二十 資料は、 第四条第二項の申出 項の登録に係る農薬に 国内管理人を経由して提出しなけれ 一条の届出 項の登録票、 同項又は法第三十四条第六項 書、 書 第十条第二項 第十条第一 第二条第二項の規定 第八 つい 条第 項の規定の同条 項、 又は第 第三 項 又

権 限の委任)

行うことを妨げない。 方農政局長に委任する。 -七条 法第二十三条の ただし、 規定による農林 農林水産大臣が自らその 水産 大臣 0 権限 は、 権 限 を地

(新

2 又は農薬原体を製造する者その他の関係者に 十九条第一 入者 販 項の (売者若しくは農薬使用者若しくは 規定に による農品 林 水 産 大 対 臣 L \mathcal{O} 権 農薬の製 除 限 草 \mathcal{O} 剤 う 販売 ち、 造

> 玉 内 管理人の報告義務)

り農林水産大臣に報告しなければならない。当該通知を受けた日から十日以内に、別記塔十四条 国内管理人は、前条の規定による通 前条の規定による通知を受けたときは、 別記様な 式第十 号の二

輸入者の届出 [様式)

第十 別記様式第十二号による届出書を提出してしなければならな Ŧī. 条 法第十五条の四第一 項又は第二項の規定による届出 は、

外国 製造農薬の登録手続

第 十六条 0) 届出及び申請書並びに第五条第 は 準用する場合を含む。 は 成 出 二条第二項又は第六条の二第一 法第六 届出書は、 第六条第二 績 する申請書、 を 記 法第十 条の二 載した書類並びに農薬の見本、 一項の 国内管理人を経由して提出しなければならない。 農薬の 第 五条の二 申請書、 項の 薬効、 第一 登録票、 の検査書、 第二条第二項 項の登録に係る農薬につい 薬害 項の規定により農林水産大臣に 一項若しくは第三項又は第十二条 第四条の二又は 第一 毒性及び 条の二 第 (第六条第三項におい 残留 第五 第五 性に関する試 第 五 条第 条第 条 第二 ての 項 項 又 項又 法 験 提 0 て

4 3 薬原 しくは させる権 輸入若しくは 剤を集取させ、 から検査のため必 輸入若しくは ただし、 員にこれらの者から検査のため 農薬原体 製製 自らその権 他 加 他の事 しくは 造 工 他 者 第三十 体を製造する者その他の関係者に対し、 第二十九条第三項の規定による農林水産大臣 必 農薬原 要な物件を検査させる権限は、 \mathcal{O} 農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。 限 事 輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農 の製造その 輸 加 は、 Ĭ 入、 項 項に関し報告を命ずる権限及び関係職員にこれらの者 除 条第二項 草剤 限を行うことを妨げない。 0 使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原 使用若しくは 体 又は必要な場所に立ち入り、 地 状況若しくは帳簿、 \mathcal{O} 輸 販 入、 方農政 要な数量の農薬若しくはその原料 製造その他の を集取させ 売若しくは使用 他の \hat{O} 販売若しくは使用若しくは除草 局長に委任する。 事項に関し報告を命ずる権限 規定による農林 .除草剤の販売若しくは農薬原体の製造 事項の 必要な数量の農薬若しくはその 又は必要な場 著しくは除草 書類その 地方農· 状況若しくは帳簿、 水産 ただし、 農薬の製 農薬の製造、 政局 大 他 所 に立ち入 剤 臣 必 要な物 長に委任する。 0 の権限のうち 0 若しくは除草 農林水産大臣 販 権 造、 及び 限 剤 売 は、 件 体 0 ŋ 若 その原際 を検査 書類そ しく 0 加 販 加 を力力 製造 Ĭ, Į, 売若 農薬 は

出 書類の通数) うことを妨げない

政局長に委任する。

ただし

農林水産大臣が自らその権限

第二十八条 四条 条第一 及び副本一通を、 河の 申請書 第十五 の報告書は、 条、 第一条、 書、 出 第二 及び申請書並びに同項、 第五条第二項 第四 + 通 第十条第二 を提 条第二項の 条又は第二十五条の届出書は、 出し 項、 なければならない 申出 第十八条、 第 書、 + 同 条、第十九条又は第二十条の届出書は、正本一通同条第三項若しくは第四同条第三項をしては第四 条第二項 又は 第十二条

> 提 7条 第一条の申促出書類の通数)

第 + 提 しくは第四項、 一又は第五 出 二第三項 は 七 L 第六条第二 なけ 条第一 ħ ばならない。 第十条第十条の二又は第十四条の報告書は、 条の申請書は 第八 一項の 項の届出及び申請 申請書は、 条又は第十二条の届 正本一 正本一通及び副本一通を、 通及び副 書 出書並 第五条第 本二 びに第五 通 を、 項 4条第二 第四 第三 第三条 通 項 条 項若

農薬登録申請書

年 月 日

収入印紙 消印をし ないこと

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

農薬取締法第3条第2項(第34条第6項において準用する同法第3条第2項)の規定に基づき下記により農薬の登録を申請します。

記

- 1 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- 2 農薬の種類及び名称
- 3 農薬の物理的化学的性状
- 4 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 5 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度(15 に掲げる事項を除く。)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 7 農薬の使用上の注意事項
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 9 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、 その旨
- 11 農薬の貯蔵上の注意事項
- 12 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 13 農薬の製造方法
- 14 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
- 15 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度
- 16 農薬原体を製造する者の氏名(法人の場合にあっては、その名称)及び住所

- 17 農薬原体の製造場の名称及び所在地
- 18 農薬原体の主要な製造工程

(日本工業規格A4)

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 農薬 の製造方法」は、記載することを要しない。
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
 - 二 希釈倍数(農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。)の 最高限度及び最低限度
 - 三 使用時期
 - 四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(五において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数
 - 五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において当該有 効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安 全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分 する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。)
 - 六 散布、混和その他の使用の態様
 - 七 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

農薬登録申請見本検査書

- 1 農薬の種類及び名称
- 2 農薬の有効成分の含有濃度
- 3 農薬の有効成分の検査方法
- 4 検査責任者の氏名及び所属

年 月 日

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

(日本工業規格A4)

備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

資料省略申出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

農薬取締法第3条第3項(第34条第6項において準用する同法第3条第3項) の規定に基づき下記のとおり資料の提出の省略を希望します。

記

- 1 農薬の種類及び名称
- 2 省略を希望する資料の内容

(日本工業規格A4)

備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬の審査結果報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 印

農薬取締法施行規則第5条第2項(第11条第4項又は第12条第2項において準用する同令第5条第2項)の規定に基づき下記のとおり審査結果を報告します。

記

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	申請者の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)	審査結果	備考

(日本工業規格A4)

備考 1 現に登録を受けている農薬であるときは登録番号を記載すること。

- 2 審査結果の欄は、農薬取締法第4条第1項各号のいずれかに該当するときはその内容を記載すること。
- 3 理事長の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

相続(合併、分割、事業の譲渡し)による地位の承継の届出及び農薬登録票書替交付(交付)申請書

年 月 日

収入印紙 (消印をし ないこと

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

下記のとおり相続(合併、分割、事業の譲渡し)により登録を受けた者の地位を承継したので、農薬取締法第5条第3項(第34条第6項において準用する同法第5条第3項)の規定に基づき届け出るとともに登録票の書替交付(交付)を申請します。

記

- 1 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- 2 相続(合併、分割、事業の譲渡し)により地位を承継した年月日
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 承継に係る農薬の登録番号及び名称

(日本工業規格A4)

- 備考 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
 - 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署 する場合においては、押印を省略することができる。

農薬登録申請書記載事項変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

下記のとおり農薬登録申請書の記載事項に変更を生じたので、農薬取締法第6条第2項(第34条第6項において準用する同法第6条第2項)の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更を生じた年月日
- 3 変更を生じた事項及び変更の内容
- 4 変更の理由

(日本工業規格A4)

備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬登録票記載事項変更届及び書替交付申請書

年 月 日

収入印紙 7 消印をし ないこと

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

下記のとおり農薬登録票記載事項に変更を生じたので、農薬取締法第6条第2項(第34条第6項において準用する同法第6条第2項)の規定に基づき届け出るとともに登録票の書替交付を申請します。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更を生じた年月日
- 3 変更を生じた事項及び変更の内容
- 4 変更の理由

(日本工業規格A4)

備考 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。

2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬登録票再交付申請書

年 月 日

収入印紙 消印をし ないこと

農林水産大臣 殿

住所 氏名 法人の場合にあっては、そ 印 の名称及び代表者の氏名

下記農薬の登録票を滅失(汚損)したので、農薬取締法第6条第3項(第34条第6項において準用する同法第6条第3項)の規定に基づき登録票の再交付を申請します。

記

1 農薬の登録番号及び名称

(日本工業規格A4)

- 備考 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
 - 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬製造 (加工、輸入) 廃止届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

下記のとおり農薬製造(加工、輸入)を廃止したので、農薬取締法第6条第5項(第34条第6項において準用する同法第6条第5項)の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 農薬製造(加工、輸入)を廃止した年月日

(日本工業規格A4)

備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬の登録を受けた法人の解散届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

氏名 印

下記のとおり農薬取締法第3条第1項(第34条第1項)の登録を受けた法人が解散したので、同法第6条第6項(第34条第6項において準用する同法第6条第6項)の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 解散した法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 2 農薬の登録番号及び名称
- 3 解散の年月日
- 4 解散の理由

(日本工業規格A4)

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬登録事項変更登録申請書

年 月 日

収入印紙 消印をし ないこと

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

下記のとおり登録に係る事項を変更したいので、農薬取締法第7条第1項(第34条第6項において準用する同法第7条第1項)の規定に基づき変更の登録を申請します。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更の内容
- 3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その 旨及び内容

(日本工業規格A4)

- 備考 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
 - 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署 する場合においては、押印を省略することができる。

再評価申請書

年 月 日

収入印紙 河印をし ないこと

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

登録を受けた農薬が、農薬取締法第8条第1項(第34条第6項において準用する同法第8条第1項)の規定に基づき再評価を受けるべき旨を公示されたことから、農薬取締法施行規則第12条第1項の規定に基づき下記により再評価を申請します。

記

- 1 農薬取締法第34条第1項の登録であるときは、国内管理人の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所
- 2 農薬の登録番号、種類及び名称
- 3 農薬の物理的化学的性状
- 4 農薬の有効成分の種類及び含有濃度
- 5 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度(15 に掲げる事項を除く。)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 7 農薬の使用上の注意事項
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 9 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、 その旨
- 11 農薬の貯蔵上の注意事項
- 12 農薬の製造場の名称、所在地及び製造責任者の氏名
- 13 農薬の製造方法
- 14 販売しようとする農薬については、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びにその内容量
- 15 農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度

- 16 農薬原体を製造する者の氏名(法人の場合にあっては、その名称)及び住所
- 17 農薬原体の製造場の名称及び所在地
- 18 農薬原体の主要な製造工程

(日本工業規格A4)

備考

- 1 収入印紙は、正本にのみ貼り付けること。
- 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 輸入農薬であるときは、「12 農薬の製造責任者の氏名」及び「13 農薬の製造方法」は、記載することを要しない。
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 単位面積当たりの使用量の最高限度及び最低限度
 - 二 希釈倍数(農薬の希釈をした場合におけるその希釈の倍数をいう。)の 最高限度及び最低限度
 - 三 使用時期
 - 四 農作物等の生産に用いた種苗のは種又は植付け(は種又は植付けのための準備作業を含み、果樹、茶その他の複数回収穫されるものにあっては、その収穫の直前の収穫とする。)から当該農作物等の収穫に至るまでの間(五において「生育期間」という。)において農薬を使用することができる総回数
 - 五 含有する有効成分の種類ごとの総使用回数(生育期間において当該有 効成分を含有する農薬を使用することができる総回数をいい、農薬の安 全かつ適正な使用の確保を図るため使用時期又は使用の態様ごとに区分 する必要があるときは、当該区分ごとの当該総回数とする。)
 - 六 散布、混和その他の使用の態様
 - 七 一から六までに掲げるもののほか、農薬の使用方法に関し必要な事項

農薬販売 (廃止、変更) 届

年 月 日

都道府県知事 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

農薬取締法第17条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 販売所の所在地

(日本工業規格A4)

- 備考 1 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署 する場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 「1 販売所の所在地」は、インターネットを利用して販売する場合その他の販売所で直接農薬を販売しない場合にあっては、販売者の 事務所その他これに準ずる場所を記載すること。

様式第14号(第18条関係)

農薬製造(輸入)数量、譲渡数量等及び農薬の安全性に関する情報報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

 会社コード
 住所

 氏名 (法人の場合にあっては、そ)
 印

 の名称及び代表者の氏名
 (担当者の氏名及び所属)

農薬取締法施行規則第 18 条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農薬の製造(輸入)数量、 譲渡数量等及び農薬の安全性に関する情報を下記のとおり報告します。

記

1 農薬製造(輸入)数量、譲渡数量等

登録	農薬の	農薬の名	農薬の	前年9月末	製造(輸	販売	その他	返品	9月末在庫	価格
番号	種類	称	種 類	在庫量	入)数量	数量	の譲渡	数量	量	
			コード				数量			

2 農薬の安全性に関する情報

薬の登録番号、名称及び有効成分	名
:梁の兌嫁番方、名か及い/	月別以汀

当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産	
動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産	
動植物に対する影響に関する研究報告	
外国における当該農薬の登録の変更、取消し又	
は失効に相当するものに関する情報	
その他の当該農薬の安全性に関する情報	

(日本工業規格A4)

- 備考 1 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
 - 3 価格の欄は、集計期間における工場渡し平均価格(円/キログラム又はリットル)を記入すること。
 - 4 本様式による報告書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物を含む。)による報告を行っても差し支えない。

(表面)

第 号

年 月 日交付

農薬取締法の規定により 立入検査等をする職員の 証明書

独立行政法人農林水産消費 安全技術センター理事長 印

写真

職名 氏名

生年月日 年 月 日

農薬取締法 (抜粋)

(報告及び検査)

第29条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第3条第1項、第4条第1項、第7条第8項、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第16条、第18条第1項及び第2項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 · 3 (略)

- 4 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を示さなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(センターによる検査)

- 第30条 農林水産大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、センターに、製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、又は必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに集取又は立入検査を行わせる場合には、センターに対し、当該集取又は立入検査の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
- 3 (略)
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による集取又は立入検査について準用する。

(国内管理人に係る報告及び検査)

- 第35条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 農林水産大臣は、前項の場合において必要があると認めるときは、センターに、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 3 第29条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による立入検査について、 第30条第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、 それぞれ準用する。
- 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万 円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

$-\sim$ 三 (略)

- 四 第29条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第30条第1項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第35条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は 同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し た者

備考 大きさは、縦11センチメートル、横15センチメートルとする。

国内管理人変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

下記のとおり国内管理人を変更したので、農薬取締法第34条第3項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 変更した年月日
- 3 変更前後の国内管理人の氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表 者の氏名)及び住所
- 4 変更の理由

(日本工業規格A4)

備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

農薬製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報通知書

年 月 日

殿

 会社コード
 住所

 氏名 (法人の場合にあっては、そ)
 の名称及び代表者の氏名

 (担当者の氏名及び所属)

農薬取締法施行規則第 22 条の規定に基づき 年 月から 年 月までの期間における農薬の製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報を下記のとおり通知します。

記

1 農薬製造数量及び譲渡数量

登	録	番	号	
農	薬の	種	類	
農	薬の	名	称	
農	薬の種类	頁 コ ー	ド	
製	造	数	量	
譲		譲渡	先	

譲渡数量	
2 農薬の安全性に関する情報	
農薬の登録番号、名称及び有効成分名	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産	
動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産	
動植物に対する影響に関する研究報告	
外国における当該農薬の登録の変更、取消し又	· -
は失効に相当するものに関する情報	
その他の当該農薬の安全性に関する情報	

(日本工業規格A4)

- 備考 1 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 - 2 数量の単位は、キログラム又はリットルとすること。
 - 3 譲渡先別譲渡数量は、本邦に輸出されるものに限る。
 - 4 本様式による通知書に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を 確実に記録しておくことができる物を含む。)による通知を行っても差し支えない。

様式第 18 号 (第 24 条関係)

農薬製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報報告書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ の名称及び代表者の氏名 (担当者の氏名及び所属)

農薬取締法施行規則第 22 条の規定に基づき、農薬の製造数量及び譲渡数量並びに農薬の安全性に関する情報が別紙のと おり通知されたので、同令第 24 条の規定に基づき報告します。

(日本工業規格A4)

備考 1 別紙として、様式第17号の写しを添付すること。

- 2 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 本様式による報告書及び別紙に代えて、その記載事項を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定 の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) による報告を行っても差し支えない。

外国製造農薬輸入 (変更、廃止) 届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 氏名 (法人の場合にあっては、そ) 印 の名称及び代表者の氏名

農薬取締法第36条第1項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

- 1 農薬の登録番号及び名称
- 2 届出事項中に変更を生じたときは、変更前後の届出事項

(日本工業規格A4)

備考 氏名(法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正)

第二条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和五十一年農林省令第三十五号)の一部を次の

ように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

ように改める。

致 正 後

別表第1 (第1条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
- (1) 飼料一般の成分規格

ア~ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第2条第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

(略)

ソ〜ツ (略)

(2)~(5) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

改 正 前

別表第1 (第1条関係)

- 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
 - (1) 飼料一般の成分規格

ア~ス (略)

セ 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)第1条の2第1項に規定する農薬をいう。以下同じ。)の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。)は、同表の第2欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第3欄に定める量を超えて含まれてはならない。

(略)

ソ〜ツ (略)

(2)~(5) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(種苗法施行規則の一部改正)

第三条 種苗法施行規則(平成十年農林水産省令第八十三号)の一部を次のように改正する。

ように改める。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

										3	2	第		
一・三 (略)		又は包装に司項第五号に規定する総使用可数が使用時期又は使いて当該有効成分を含有する農薬を使用した回数(農薬の容器	令第二十一号)第十四条第二項第四号に規定する生育期間にお類ごとの使用回数(農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省	の旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種	げる農薬をいう。以下同じ。)を使用したものについては、そ農薬を定める省令(平成十五年農林水産省令第四号)各号に掲	薬取締法第二十五条第一項の農林水産省令・環境省令で定める	食用農林水産植物」という。)の種苗であって、	食用及び飼料の用に供される農林水産植物(果樹を除く。	のとおりとする。	法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次	(略)	一十三条 (略)	(指定種苗の表示事項)	改正後
二・三 (略) 三・三 (略)	「「「「」」」 「一」 「一	包装に司項第五号に規定する総使用回数が使用時期又は使用当該有効成分を含有する農薬を使用した回数(農薬の容器又	第二十一号ごとの使用	旨並びに使用した農薬に含有する有効成分の種類及び当該種	る農薬をいう。以下同じ。)を使用したものに薬を定める省令(平成十五年農林水産省令第四	薬取締法第十二条第一項の農林水産	下「食用農林水産植物」という。)の種苗であって、	一 食用及び飼料の用に供される農林水産植物(果樹を除く。	のとおりとする。	公 法第五十九条第一項第六号の農林水産省令で定める事項は、次	2 (略)	第二十三条 (略)	(指定種苗の表示事項)	改正前

(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第四条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 (平成十一年農林水産省令第六十九

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

ように改める。

十三 (略)	十四条第一項の登録を受けたものを利用する技術をいう。) ・ は第二条第二項の天敵であって、同法第三条第一項又は第三のとする。 ・ のとする。 ・ のとする。 ・ のとする。 ・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (中) ・ (中)	改 正 後
十三 (略)	第十五条の二第一項の登録を受けたものを利用する技術をいる。 3 法第二条第三号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。 四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二四 生物農薬利用技術(農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二)。)	改正前

(農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関

する法律施行規則の一部改正)

第五 条 農林 水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書 面 の保存等における情報通信の 技 術 の利用

に関する法律施行規則 (平成十七年農林水産省令第五十六号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

ように改める。

(略) (略) (略)	
別表第二(第五条	
(略)	

第二章 経過措置

第六条 農薬取 締法の一 部を改正する法律附則第四条第一 項の農林水産省令で定める期間 は、 概ね十八年と

する。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、 農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日 (平成三十年十二月一日) から施行する。

(経過措置)

2 この 省 令 0 施行前に に第一 条の 規定による改正前 の農薬取締法施行規則 (以下この項にお 1 て「旧令」 لح

いう。) 別記 様式第二号の三により提出された届出 及び申請 書、 旧令別記様式第三号により 提出された届

出書、 旧令別記様式第四号により提出された届出及び申 -請書、 旧令別記様式第五号により提出された申請

書、 旧 令別記様式第五号の二により提出された届出書、 旧令別記様式第五号の三により提出された届 出 書

旧 ||令別| 記様式第七号により提出された届出書、 旧 令 別記様式第九号により提出された報告書、 旧 令 別 記

様式第九号の二により交付された職 員 0 証 明書、 旧 令別記様式第十号により提出され た 居 出 書、 旧令 別記

報告 この 様式 届 され により提出され 号によ 様式第十二号に 出 書 た届 項に 書 第十一号により通知された通知書、 ŋ 新 新令 出書、 ·提出された届出書、 お 令 7 莂 別 7 により 記様 記様式第十五号により交付された職 新令別記様式第十三号により提出された届 た申請書、 「新令」という。 式第十 提出され 七号により通 新令別記様式第九号により提出された届出書、 新令別 た届 出 別記 書は、 記 様式第七号により i 様式第T 知 旧令別記様式第十一号の二により提出された報告書及び それぞ され 五号に、 た通 れ 知 員 同 より 条の 書、 \mathcal{O} 証 提出された届 新令 提 明書、 出 規定による改正 書、 出 され 別 新令別記様式第十六号により提出 記様式第十八号により提出された 新令別記様式第十四号に た届記 出及び 出 及び 後 新令別記様式第十号によ の農薬 申 請 申 書、 請 書、 取 新令 締 新 法 より提出 別記様な 令 施 行 別記 規 様 則 旧令別記 出された 式第八号 報 「された り提出 式 (以 下 告 第六 書

及び

新令別記

様式第十九号により提出された届出書とみなす。